

運輸安全マネジメントに関する取組

旅客自動車運送事業運輸規則及び当社安全管理規定に基づき、当社の運輸安全マネジメントに関する取組について次の通り公表いたします。

1 輸送の安全に関する基本方針

- 1) 社長は輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、従業員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
- 2) 安全マネジメントを確実に実施し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず、輸送の安全に努める。
- 3) 輸送の安全を確保する為の重点施策を定める。
- 4) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2 輸送の安全に関する目標と達成状況

- 1) 2023年度の目標
 - ① 乗務員高齢化につき、健康管理を積極的に行い、「健康起因による事故」を発生させない。
 - ② 歩行者、自転車、バイクとの事故件数ゼロを目指す。
 - ③ 重大事故の撲滅
 - ④ 交差点における「出合頭」「右折」「左折」「転回」時の事故件数ゼロを目指す。
 - ⑤ 飲酒運転の排除は勿論、特にスピード、携帯電話使用などの違反件数ゼロ。
- 2) 輸送の安全の確保に関する投資額
 - ・ ドライブレコーダーの最新型への取り換え
- 3) 2022年度の事故発生状況

| | 事故総件数 | | 人身事故件数 | |
|--------|-------|------|--------|------|
| | 目標 | 発生件数 | 目標 | 発生件数 |
| 2021年度 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 2022年度 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 2023年度 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

| 該当項目 | 件数 |
|-------------------------|----|
| 自動車事故報告規則第2条第3号に該当するもの。 | 0件 |

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別紙、組織図による

5 輸送の安全に関する重点施策

- 1) 輸送の安全の確保が最も重要である意識を徹底し、関係法令に定められた事項を遵守する。
- 2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- 3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内に於いて必要な情報を伝達、共有する
- 4) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、的確に実施する。
- 5) 輸送の安全を確保する為、乗務員の健康管理を積極的に行っていく。

6 輸送の安全に関する計画

- 1) 事故防止委員会の設立
乗務員の中に、事故防止委員会を設置し月1回定期的な会議を開催し色々な観点から事故防止に努めていく。
- 2) 事故惹起者教育の強化
事故審議会に於いて、原因の究明及び再発防止策の解明
- 3) 交通安全運動の積極的な展開
期間中の目標・施策を設定、意識の高揚を図る。
- 4) 安全に関する指導・教育の徹底
(8 輸送の安全に関する教育及び研修計画 参照)
- 5) 車両整備の徹底
 - ① 3か月点検の完全実施
 - ② 日常点検の徹底
- 6) 改善基準違反による長時間労働時間と過重労働の絶滅
- 7) 労働安全衛生の活性化
健康診断の受診、再検査などの再診を100%受診させる。
生活習慣病の予防、対策、改善を指導する。
- 8) 自動車事故対策機構の適性診断検査を適宜実施する。
- 9) ドライブレコーダの映像を、予防、指導に活用していく
- 10) 外部講師を招いて、定期的に研修会へ参加させていく。
- 11) 無事故乗務員への表彰制度を設け関心度を高めていく。

7 事故、災害に関する報告連絡体制

別紙、緊急時の連絡機構図による。

8 輸送の安全に関する教育及び研修計画

- | | | | |
|------------------------|-------|----|------------|
| 1) 運行管理者、整備管理者に対する教育計画 | 月1回 | 実施 | |
| 2) 乗務員に対する教育計画 | 月1回 | 実施 | |
| 3) 事故惹起者に対する教育計画 | 月1回 | 実施 | |
| 4) 事故惹起者に対する特別教育 | | 随時 | |
| 5) 安全運転優秀者に対する表彰計画 | 年1回 | 実施 | |
| 6) 輸送の安全推進に係る啓蒙行事 | 年4回以上 | 実施 | |
| 7) 乗務員の健康に関する指導計画 | 年2回以上 | 実施 | (衛生管理者による) |
| 8) 高齢乗務員に対しての健康指導 | 年2回以上 | 実施 | (衛生管理者による) |

9 行政処分の内容と講じた処置、及び講じようとする処置

| | 行政処分の内容 | 講じた処置及び講じようとする処置 |
|------|---------|------------------|
| 特になし | | |
| | | |
| | | |

10 一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報

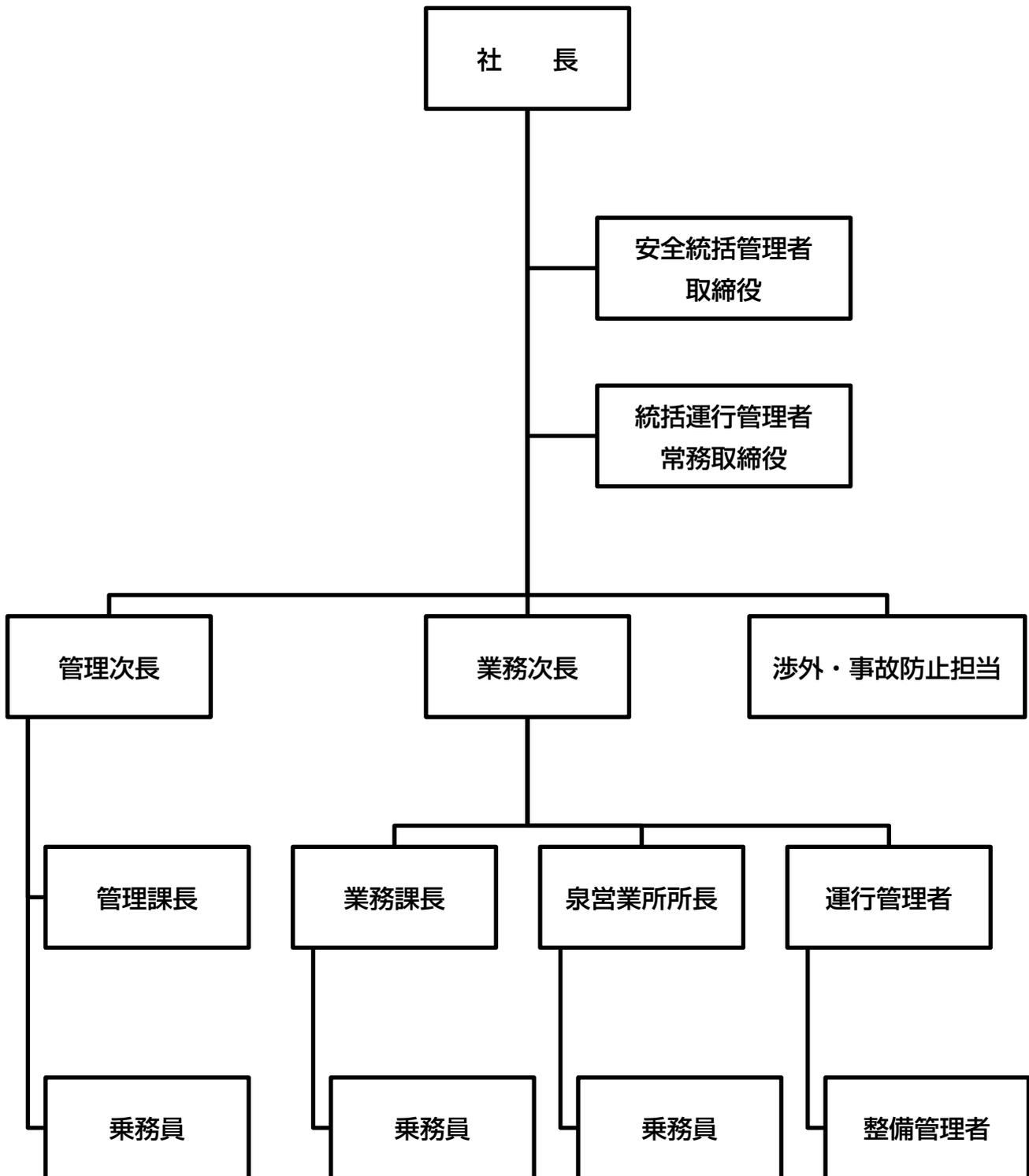
運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

| 営業車名 | 運転者情報 | | | 運行管理者情報 | | 整備管理者情報 | | 事業者団体加入状況 |
|-------|-------|--------|----|---------|--------------|---------|--------------|-----------|
| | 運転者数 | | | 運行管理者数 | 運行管理 補助者数 | 整備管理者数 | 整備管理 補助者数 | |
| | 正規雇用 | 正規雇用以外 | 合計 | | | | | |
| 本社営業所 | 18 | 4 | 22 | 2 | 2 | 1 | 1 | 非加入 |
| 扇町営業所 | 10 | 2 | 12 | 3 | 2 | 1 | 2 | 非加入 |

事業用自働車に係る情報

| 営業車名 | 車両情報 | | |
|-------|------|----|----|
| | 大型 | 中型 | 小型 |
| 本社営業所 | 0 | 0 | 6 |
| 扇町営業所 | 0 | 0 | 2 |

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



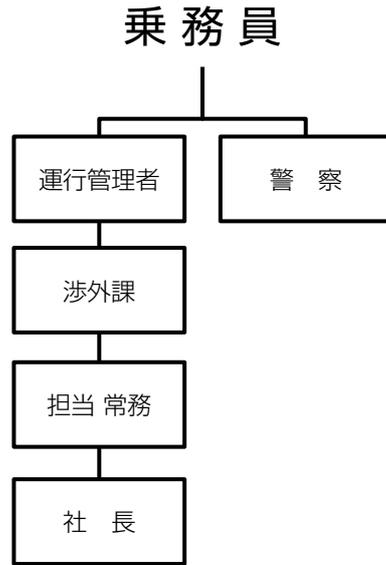
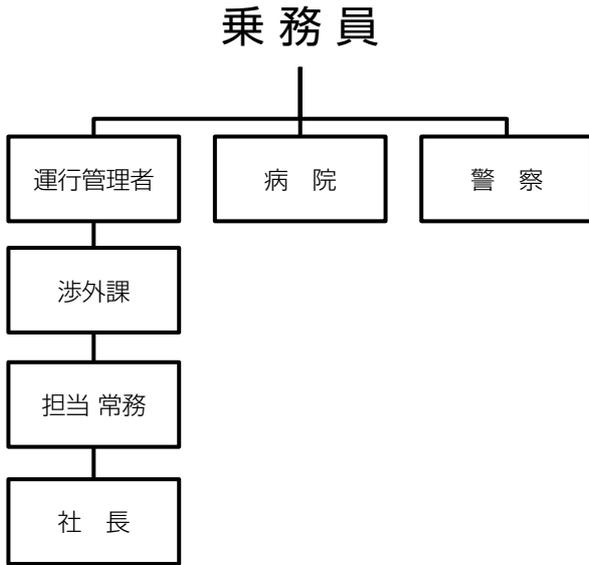
緊急時の連絡機構図

【警察】 110 番

【救急車】 119 番

1.人身事故の場合

2.その他の事故の場合



緊急時連絡先及び地区別医療機関電話番号

| | | | |
|-----|-------------------|------------------|--------------|
| 会 社 | 仙台中央タクシー株式会社 本社 | ・ 運行管理者・ 事故係 | 022-232-5741 |
| | 仙台中央タクシー株式会社 泉営業所 | ・ 担当部長・ 担当常務・ 社長 | 022-348-4751 |

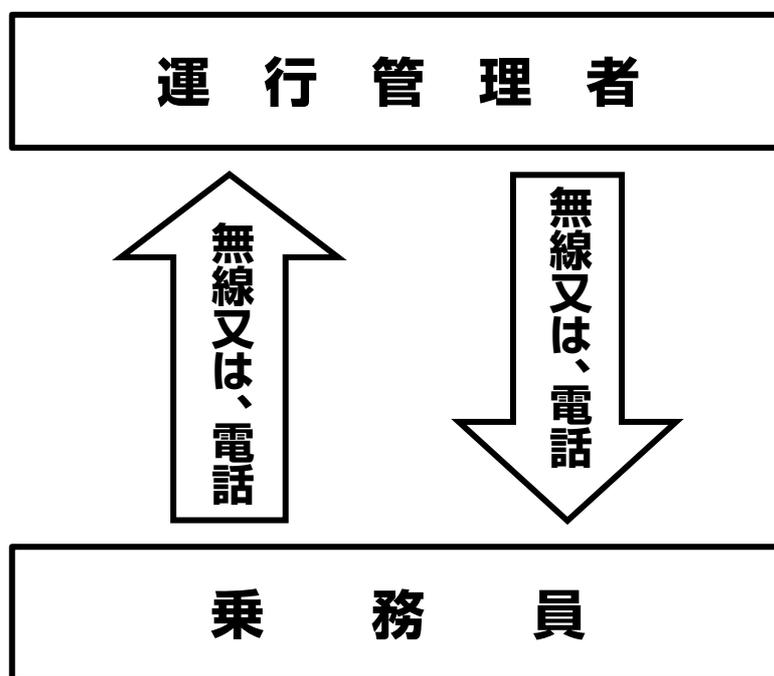
| 地区 | 医療機関名 | 電話番号 |
|------|--------------------------------|--------------|
| 青葉区 | 医療法人 香木会 伊藤病院 (仙台市青葉区二日町) | 022-222-8688 |
| 宮城野区 | 仙台医療センター (宮城野区宮城野 2 丁目) | 022-293-1111 |
| | 安田病院 (宮城野区小田原 2 丁目) | 022-256-5166 |
| | 庄子整形外科医院 (仙台市宮城野区幸町 1 丁目) | 022-271-3611 |
| | 社会医療法人 中嶋病院 (仙台市宮城野区大槻) | 022-291-5191 |
| | 東北公済病院 宮城野分院 (仙台市宮城野区東仙台 4 丁目) | 022-293-7711 |
| 若林区 | 仙台市急患センター (仙台市若林区舟丁) | 022-266-6561 |
| 太白区 | 仙台市立病院 (仙台市太白区あすと長町 1 丁目) | 022-308-7111 |
| 泉区 | 仙台徳洲会病院 (仙台市泉区七北田) | 022-372-1110 |
| | 松田病院 (仙台市泉区実沢) | 022-378-5666 |

情報連絡機構図

(異常気象及び道路情報)

異常気象時の安全輸送確保の指示及び遠距離運行の場合の指示

異常気象及び長距離運行の場合



情報収集機関

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 気象台 | 022-297-8100 |
| ② 道路情報センター | 022-225-7711 |
| ③ 宮城県警本部 | 022-221-7171 |
| ④ その他各地区の警察署 | |
| ⑤ 乗務員 | |